

★キャリアアップ助成金の拡充

平成28年2月10日からキャリアアップ助成金の支給 額が拡大されました。

【正規雇用等転換コース】()内は中小企業以外

- ① 有期⇒正規 1人当たり60万円(45万円)
- ② 有期→無期 1人当たり30万円(22.5万円)
- ③ 無期⇒正規 1人当たり30万円(22.5万円)

【多様な正社員コース】

- ① 有期⇒多様な正社員 1人当たり40万円(30万円) (勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)
- ② 無期⇒多様な正社員 1人当たり10万円(7.5万円)
- ③ 多様な正社員⇒正規 1人当たり20万円(15万円)
- ※①②は、勤務地・職務限定正社員制度を新設した場 合1事業所当たり10万円(7.5万円)加算

【人材育成コース】OFF-JTに係る経費助成の上限額

100h未満

1人当たり15万円(10万円)

100h以上 200h未満

1人当たり30万円(20万円)

200h以上

1人当たり50万円(30万円)

★雇用保険料率改正

今月から雇用保険料が変わります。28 年度の雇用保 険料率は以下のとおりになります。

| | 労働者負担 | 事業主負担 | 雇用保険料率 |
|---------------|--------|--------|---------|
| 一般の事業 | 4/1000 | 7/1000 | 11/1000 |
| 農林水産 ・清酒製造 | 5/1000 | 8/1000 | 13/1000 |
| 建設の事業 | 5/1000 | 9/1000 | 14/1000 |

★その他の改正

3月の国会で決まったのは、雇用保険関係の改正が多 いのですが、主に次のとおりです。

- ① 65 歳以降に新しく雇用される者も雇用保険加入対 象とする。退職した場合は、高年齢求職者給付金を 支給する。(平成29年1月1日施行)
- ② 64歳以上の者の雇用保険料免除は廃止 (平成32年4月1日施行)
- ③ 介護休業給付金の支給率を67/100に引き上げ (平成28年8月1日)

その他、育児介護休業に伴う法改正がありました。

★「残業80時間」監視強化

4月1日厚生労働相は、1か月の残業が100時間に 達した場合に行っている監督署の立ち入り調査を「80時 間を超える残業のある事業所に対象を広げる」と表明。 一人でも80時間を超えると疑われる従業員がいると調査 の対象となり、年約2万の事業所が対象となる予定だ。

昨年東京と大阪にブラック企業対策「過重労働撲滅特 別対策班」を置き、各 47 の都道府県には長時間労働を 監視、改善を指導する「特別監督管理官」を一人ずつ配 置した。

現在の残業時間規制としては、限度時間を超える場 合には36協定に特別条項を付ければ良く、実質的には 残業時間の上限が決まっていないのが現状。経団連の 会長は「長時間労働は企業の生産性向上の阻害要因 だ」として会員企業に一段の改革を進めるよう求めるとし ている。ただ、人手不足の現場ではかえって『隠れ残業』 が増えるのではと懸念している。

★「産業医」重み増す役割

産業医は従業員50人以上の事業所で選任が義務づ けられており、従業員の健康診断の実施や指導、長時 間労働者への面接などが主な役割だ。

産業医制度は1972年の労働安全衛生法の施行に伴 い始まった制度で、当初は工場から出る有害物質などの 管理や結核などの集団感染防止を目的として設置され た「工場医」だった。

最近では、メンタルヘルスの不調や生活習慣病をい かに防ぐか、闘病しながら働き続けられる職場環境は~ と複雑化して、『攻めの健康管理』が求められている。

